

上越市住居表示審議会 次 第

日時：平成 29 年 2 月 8 日 午後 2 時～
場所：上越市市民プラザ 2 階 第四会議室

1 開 会

2 地区事情説明委員への委嘱状の交付

3 委員及び事務局職員の紹介

4 挨拶

住居表示審議会会長

上越市自治・市民環境部長

5 諮 問

諮問第 1 号 大字今泉の一部及び大字荒町の一部区域における住居表示の実施について

諮問第 2 号 上越市新幹線新駅地区土地区画整理事業換地処分に伴う町の区域の変更について

6 審 議

(1) 実施計画説明

事務局

(2) 協議経過説明

地区事情説明委員

(3) 質 疑

7 答 申

8 閉 会

(諮問第 1 号) 住居表示実施区域の概要

1 町名

番号	現在の町(字)名	新町名(案)	行政区(町内会)
①	大字荒町	大和二丁目	大和二丁目
②	大字荒町	大和五丁目	大和五・六丁目
③	大字今泉	大和五丁目	大和五・六丁目

2 人口及び世帯数(平成 29 年 1 月 5 日現在)

40 世帯、128 人

3 実施面積

約 4.3ha

(諮問第 2 号) 住居表示変更区域の概要

1 町名

番号	現在の町(字)名	新町名(案)	行政区(町内会)
④、⑨	大和一丁目	大和二丁目	大和二丁目
⑤、⑩	大和五丁目	大和二丁目	大和二丁目
⑪	大和五丁目	大和六丁目	大和五・六丁目
⑥	大和六丁目	大和二丁目	大和二丁目
⑦	大和六丁目	大和五丁目	大和五・六丁目

2 人口及び世帯数(平成 29 年 1 月 5 日現在)

96 世帯、221 人

3 実施面積

約 24.2ha

住居表示の実施方式

(1) 街区方式

市町村内の町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路、その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合におけるその区画された地域、すなわち街区に付けられる符号及び街区内にある建物、その他の工作物に一定の方式によって付けられる住居表示のための番号を用いて表示する方式

(2) 道路方式

市町村内の道路に名称を付け、例えば昭和通りというような名称と、その道路に接し、又はその道路に通ずる道路を有する建物その他の工作物に一定の方式によって付けられる住居表示のための番号を用いて表示する方式

住居表示実施工程

	内 容	時 期
1	上越市住居表示審議会の開催	平成 29 年 2 月 8 日
2	住居表示の実施区域及び方法の議決 (平成 30 年 3 月市議会定例会)	平成 30 年 3 月頃
3	字の区域及び名称の変更(案)の公示 (30 日間)	平成 30 年度
4	字の区域及び名称の変更の議決 (平成 30 年 6 月市議会定例会)	
5	住居表示の実施について告示	
6	県知事・総務大臣あて届出及び報告	
7	広報上越で住居表示実施のお知らせ	
8	住民説明会の開催	
9	関係機関に実施通知	
10	住居表示実施	



上市民第 1986 号

平成 29 年 1 月 5 日

上越市住居表示審議会

会長 杉本 正彦 様

上越市長 村 山 秀 幸



住居表示の実施及び変更について（諮問）

住民の日常生活の利便の向上を図るため、下記のとおり住居表示の実施及び変更をしたいので諮問します。

記

諮問第 1 号

大字今泉の一部及び大字荒町の一部区域における住居表示の実施について

1 区域及び町名

上越市新幹線新駅地区土地区画整理事業区域の南端に位置し、大和五丁目に隣接する大字今泉の一部及び大字荒町の一部区域を、大和五丁目とする。
(別図のとおり)

2 方式

街区方式とする。

3 実施理由

大和五丁目に隣接する大字今泉及び大字荒町は、上越市新幹線新駅地区土地区画整理事業により新たに宅地として造成された区域で、大和五丁目と一体として街区形成されていることから、既に住居表示を実施している大和五丁目に追加する。

裏面あり

諮問第2号

上越市新幹線新駅地区土地区画整理事業換地処分に伴う町の区域の変更について

1 区域及び町名

上越市新幹線新駅地区土地区画整理事業区域内及び区域外の大和一丁目、大和二丁目、大和五丁目、大和六丁目（別図のとおり）

2 方式

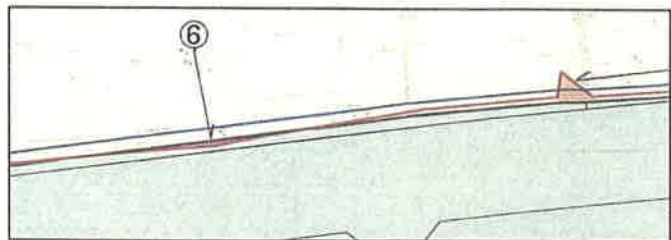
街区方式とする。

3 変更理由

上越市新幹線新駅地区土地区画整理事業により新たに形成された街区形状に合わせて町界及び街区の見直しを行うため、住居表示を変更する。

大和地区住居表示実施及び変更区域図

拡大図 (A)



S=1:3000

凡 例	
	区画整理区域
	変更前町界
	変更後町界
区画整理により住居表示区域に新規追加する区域	
	① 大字荒町から大和二丁目
	② 大字荒町から大和五丁目
	③ 大字今泉から大和五丁目
区画整理区域内で住居表示を変更する区域	
	④ 大和一丁目から大和二丁目
	⑤ 大和五丁目から大和二丁目
	⑥ 大和六丁目から大和二丁目
	⑦ 大和六丁目から大和五丁目
区画整理区域内で住居表示を変更しない区域	
	⑧ 大和二丁目
区画整理区域外で住居表示を変更する区域	
	⑨ 大和一丁目から大和二丁目
	⑩ 大和五丁目から大和二丁目
	⑪ 大和五丁目から大和六丁目

拡大図 (B)

